

第 14 回専門委員会が出された意見とその対応

専門委員会設置要綱に関する意見	区の対応・判断
<p>①専門委員会設置要綱第 4 条について 専門委員会委員の再任については、 ア) 連続 2 期まで再任されることができる。 イ) 一度退任した委員が再任されることができる。 以上 2 点の内容を反映した修正を行う。</p>	<p>「再任」とは「連続して委員を務めること」という意味です。そこで、現条文の内容に、ご指摘の趣旨は盛り込まれているものです。 そのため、現条文を変更する必要はないと考えます。</p>

健康対策実施要綱（案）に関する意見	区の対応
<p>①職員の場合は、労災や公務災害の適用が優先される。この考え方が明確になるよう、第 1 条の規定を修正する。</p>	<p>第 10 条以外の健康対策は、文京区職員も対象となるものです。そこで、ご指摘の内容を反映するように、第 10 条 2 項として次の条文を加えます。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、アスベストばく露を受けた文京区職員に係る関連費用の負担は、地方公務員災害補償法（昭和 4 2 年法律第 1 2 1 号）の規定による補償又は労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の規定による保険給付のうち関連費用の負担に相当するものを受けるときは、行わない。</p>

基本となる考え方に関する意見	区への対応
<p>①「今現在は疾患等の被害は出ていないので保護者が懸念するのは40年50年と経過するうちに「救済」の概念が薄れてしまうのではないかとことです。」という意見が出されたことから、「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方」の中に、「救済」という言葉を入れていく。</p>	<p>「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方」第三段落に下線部分を加え、次のように変更します。 【変更後】 「このような考え方に基づき、万一、さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱第10条に規定する疾患が発症した場合、区は、アスベストのばく露を受けた入所児童及び文京区職員が、こうした健康に対する影響に関しての補償等を得るまでに大きな労力や精神的負担と歳月を費やすことのないよう、<u>関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。</u>」</p>
<p>②第10条（費用負担）に対する【基本となる考え方】の記述を次の内容が明確になるよう修正する。 ア) 関連費用の目安が保護者関係者に不利にならないよう、どのような考え方に立つのかを明確にできればいいのではないか。 イ) 判定は、専門委員会が実施することになる旨を明記する。疑わしい場合も含め専門委員会が判定を行う。</p>	<p>第10条の【基本となる考え方】に次の文を加えます。 ④本要綱は、裁判によらないで解決できる方法を想定しています。そこで、「疑わしい場合」「発症が懸念される場合」は、診断書などを添えて事務局に申し出てくださいこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。 また、たとえば、万一「肺がん」が発症した場合も、本要綱第10条に規定する「疾患」ですから、診断書などを添えて事務局に申し出てくださいこととなります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。 ⑤関連費用の目安は時代によって変わります。そこで、「2 さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱の基本的な考え方」で述べたとおり、関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って、個別に相談しながら対応することとなります。そのため、本要綱では、関連費用の目安を示さないこととしました。 ⑥文京区職員については、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法を優先的に適用することとなります。これらの適用がない場合に、本要綱を適用することとなります。</p>